

漁港漁場整備法逐条解説

目次

第1 漁港漁場整備法制定の経緯

漁港法の成立、漁港法の改正経緯、地方分権推進計画と漁港法
水産基本政策大綱と漁港漁場整備法の制定、国による漁場整備と漁港特区の
全国展開

第2 漁港漁場整備法逐条解説

第1章 総則

漁港漁場整備法の誕生

漁港漁場整備法の概要

第1条 目的、第2条 漁港の意義、第3条 漁港施設の意義、第4条 漁
港漁場整備事業の意義、第5条 漁港の種類

第2章 漁港の指定

第6条

第2章の2 漁港漁場整備基本方針

第6条の2

第2章の3 漁港漁場整備長期計画

第6条の3、第6条の4

第3章 水産政策審議会

第13条 調査等、第14条 審議の公開等

第4章 特定漁港漁場整備事業

第17条 地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業、第18条 水産
業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業、第19条 国が施行する特定
漁港漁場整備事業、第19条の2 土地又は水面の測量等、第19条の3 特
定第3種漁港に係る特定漁港漁場整備事業、第20条 費用の負担及び補助、
第20条の2 市町村の分担金、第20条の3 他の工作物と効用を兼ねる漁
港施設の工事の費用の負担、第21条 特定漁港漁場整備事業の施行の許可
に係る権利の譲渡及び特定漁港漁場整備事業の施行の委託、第23条 施行
者に対する命令及び許可の取消第24条 土地・水面等の使用、第24条の2
国の施行する特定漁港漁場整備事業によって生じた土地等の管理及び処分

第5章 漁港の維持管理

第25条 漁港管理者の決定、第26条 漁港管理者の職責、第27条 漁港
管理会、第34条 漁港管理規程の制定及び変更、第35条 利用の対価の
徴収、第36条 土地・水面等の使用及び収用、第36条の2 漁港台帳、
第37条 漁港施設の処分の制限、第37条の2 行政財産である特定漁港
施設の貸付、第38条 漁港施設の利用、第39条 漁港の保全、第39条の
2 監督処分、第39条の3 負担金の通知及び納入手続等、第39条の4 経
過措置、第39条の5 上砂採取料及び占用料

第6章 雑則

第40条 漁港施設とみなされる施設、第41条 調査・測量及び検査、第
42条 国土交通大臣に対する協議、第43条 不服申立て、第44条 都道
府県等が処理する事務、第44条の2 経過措置

第7章 罰則

第45条 50万以下の罰金、第46条 30万以下の罰金、第47条 法人の
取扱い

附則（平成13年6月29日法律第92号）

第1条 施行期日、第2条 離島振興法の一部改正、第3条 沿岸漁場整備開発法の一部改正、第4条 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正、第5条 構造改革特別区域法の一部改正、第6条 構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置、第7条 政令への委任

第3 関係法令

法律

○漁港漁場整備法

(参考) 昭和25年に成立した当時の漁港法、平成13年改正前における沿岸漁場整備開発法

政令

○漁港漁場整備法施行令 ○水産政策審議会令

省令

○漁港漁場整備法施行規則

告示、通知